

【用語の解説（健全化法）】

<p>実質赤字比率</p>	<p>一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、早期健全化基準 1 1. 25～15%（財政規模に応じる）以上の団体は財政健全化計画の策定が義務づけられ、さらに、財政再生基準 20%以上の団体は財政再生計画の策定が義務づけられ、その財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を得ていなければ、災害復旧事業等を除き地方債発行が制限される。</p> $\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100\%$ <p>実質赤字額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繰上充用額＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額 ・支払繰延額＝実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額 ・事業繰越額＝実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額
<p>連結実質赤字比率</p>	<p>全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率であり、早期健全化基準 1 6. 25～20%（財政規模に応じる）以上の団体は財政健全化計画の策定が義務づけられ、さらに、財政再生基準 30%以上の団体は財政再生計画の策定が義務づけられ、その財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を得ていなければ、災害復旧事業等を除き地方債発行が制限される。</p> $\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額（イ＋ロ）－（ハ＋ニ）}}{\text{標準財政規模}} \times 100\%$ <ul style="list-style-type: none"> イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額 ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額 ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額
<p>実質公債費比率</p>	<p>公債費にかかる財政状況を測る指標であり、平成 18 年度から地方債の発行について、許可制度から協議制度に移行した際、従来用いられてきた「起債制限比率」を厳格化・透明化の観点から見直し、新たに導入されたもの。早期健全化基準 25%以上の団体は財政健全化計画の策定が義務づけられる。さらに、財政再生基準 35%以上の団体は財政再生計画の策定が義務づけられ、その財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を得ていなければ、災害復旧事業等を除き地方債発行が制限される。</p> <p>なお、この指標が 18%以上の団体は、地方債協議制度の中にあっても「許可団体」とされ、公債費負担適正化計画の策定が義務づけられるとともに、これを前提に地方債発行が許可される。</p>

<p>実質公債費比率</p>	<p>実質公債費比率 =</p> $\frac{(\text{イ}+\text{ロ}) - (\text{ハ}+\text{ニ})}{\text{ホ}-\text{二}} \times 100\% \text{の過去3年間の平均値}$ <p>イ：地方債の元利償還金（繰上償還額、都市計画税充当額等を除く。） ロ：地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」） ハ：特定財源 ニ：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ホ：標準財政規模</p> <p>※準元利償還金とは、「公営企業債の元利償還金に対する一般会計からの繰入金」、「一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金」、「債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの」などの公債費に準ずると考えられるもの、実質的に公債費と変わらないものをいう。</p>
<p>将来負担比率</p>	<p>一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、早期健全化基準350%以上の団体は財政健全化計画の策定を義務づけられる。</p> <p>将来負担比率 =</p> $\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100\%$ <p>将来負担額：イからヌまでの合計額 イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高 ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの） ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰上見込額 ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額 ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額 へ 地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額 チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 リ 連結実質赤字額 ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額</p> <p>充当可能基金額：イからチまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金</p>

資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準20%以上の団体は経営健全化計画の策定を義務づけられる。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100\%$$

(1) 資金の不足額

資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額：

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※ 宅地造成事業を行う公営企業については、販売用土地に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

(2) 事業の規模

事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

令和元年度（2019年度）市町村等決算に係る健全化判断比率等の概要

1. 健全化判断比率の概要

※ 県内市町村（14市31町村）の、令和元年度（2019年度）決算に係る健全化判断比率（令和2年（2020年）3月31日現在）について、とりまとめたものである。

- ・ 実質赤字比率において、早期健全化基準を超える団体はなかった。
（実質赤字額が生じている団体はなかった。）
- ・ 連結実質赤字比率において、早期健全化基準を超える団体はなかった。
（連結実質赤字額が生じている団体はなかった。）
- ・ 実質公債費比率において、早期健全化基準を超える団体はなかった。
なお、県内市町村平均（単純平均）は7.7%（前年7.7%）で、地方債の発行において許可を要する18%以上の団体もなかった。
- ・ 将来負担比率において、早期健全化基準を超える団体はなかった。
なお、県内市町村平均（単純平均）は、44.5%（前年50.6%）となっている。

<参考> 健全化判断比率の早期健全化基準、財政再生基準 (単位：%)

区分	早期健全化基準	財政再生基準	用語の解説
実質赤字比率	財政規模に応じ 11.25～15	20	一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模（※1）に対する比率
連結実質赤字比率	財政規模に応じ 16.25～20	30	全会計を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の、標準財政規模に対する比率
実質公債費比率	25	35	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の、標準財政規模を基本とした額（※2）に対する比率
将来負担比率	350	—	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模を基本とした額に対する比率

※1 「標準財政規模」・・・地方公共団体の標準的な状態で、通常収入されるであろう一般財源の規模を示すもの。

※2 「標準財政規模を基本とした額」・・・標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額（将来負担比率において同じ。）。

2. 資金不足比率の概要

※ 令和元年度（2019年度）決算に係る資金不足比率について、県内市町村等の経営する公営企業の145会計（14市31町村5組合）をとりまとめたものである。

- 県内145の公営企業会計中、資金の不足額がある公営企業会計及び経営健全化基準（20%）以上の公営企業会計はなかった。

令和元年度（2019年度）市町村決算に係る健全化判断比率一覧（確報値）

（単位：％）

No.	健全化判断比率 地方公共団体の名称	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率			将来負担比率		
		R1	早期健全化 基準	R1	早期健全化 基準	H30	R1	増減	H30	R1	増減
1	熊本市※	—	(11.25)	—	(16.25)	7.7	6.6	▲ 1.1	116.6	126.7	10.1
2	八代市	—	(11.69)	—	(16.69)	10.1	9.6	▲ 0.5	91.3	95.9	4.6
3	人吉市	—	(13.55)	—	(18.55)	5.7	5.0	▲ 0.7	46.6	64.4	17.8
4	荒尾市	—	(13.09)	—	(18.09)	9.4	9.3	▲ 0.1	—	—	—
5	水俣市	—	(13.73)	—	(18.73)	11.3	10.7	▲ 0.6	42.8	52.6	9.8
6	玉名市	—	(12.60)	—	(17.60)	8.1	8.1	0.0	6.6	0.3	▲ 6.3
7	山鹿市	—	(12.67)	—	(17.67)	9.4	9.5	0.1	—	—	—
8	菊池市	—	(12.80)	—	(17.80)	9.5	10.5	1.0	—	4.0	—
9	宇土市※	—	(13.61)	—	(18.61)	9.4	9.8	0.4	22.1	2.7	▲ 19.4
10	上天草市	—	(13.32)	—	(18.32)	11.7	11.9	0.2	—	—	—
11	宇城市※	—	(12.65)	—	(17.65)	10.2	8.9	▲ 1.3	5.4	2.0	▲ 3.4
12	阿蘇市※	—	(13.42)	—	(18.42)	7.5	7.7	0.2	69.0	57.1	▲ 11.9
13	天草市	—	(11.75)	—	(16.75)	9.0	9.2	0.2	24.8	25.3	0.5
14	合志市	—	(12.94)	—	(17.94)	5.2	5.7	0.5	—	—	—
15	美里町※	—	(15.00)	—	(20.00)	5.6	5.9	0.3	—	—	▲ 0.4
16	玉東町	—	(15.00)	—	(20.00)	4.9	4.5	▲ 0.4	—	—	—
17	南関町※	—	(15.00)	—	(20.00)	7.9	8.1	0.2	—	7.0	—
18	長洲町	—	(15.00)	—	(20.00)	9.1	7.6	▲ 1.5	60.3	47.0	▲ 13.3
19	和水町※	—	(15.00)	—	(20.00)	9.0	10.1	1.1	—	—	—
20	大津町※	—	(13.75)	—	(18.75)	10.6	9.6	▲ 1.0	—	—	—
21	菊陽町	—	(13.59)	—	(18.59)	7.9	6.6	▲ 1.3	—	—	—
22	南小国町※	—	(15.00)	—	(20.00)	6.1	5.9	▲ 0.2	38.1	12.0	▲ 26.1
23	小国町※	—	(15.00)	—	(20.00)	10.8	9.7	▲ 1.1	35.0	34.7	▲ 0.3
24	産山村※	—	(15.00)	—	(20.00)	9.2	8.3	▲ 0.9	—	—	—
25	高森町※	—	(15.00)	—	(20.00)	5.8	5.7	▲ 0.1	—	—	—
26	西原村※	—	(15.00)	—	(20.00)	4.3	5.4	1.1	—	—	—
27	南阿蘇村※	—	(14.98)	—	(19.98)	7.0	8.0	1.0	14.1	24.7	14.1
28	御船町※	—	(15.00)	—	(20.00)	6.9	8.2	1.3	112.2	98.6	▲ 13.6
29	嘉島町※	—	(15.00)	—	(20.00)	7.2	7.6	0.4	67.8	68.7	0.9
30	益城町※	—	(13.94)	—	(18.94)	8.1	7.9	▲ 0.2	21.4	32.2	21.4
31	甲佐町※	—	(15.00)	—	(20.00)	6.2	6.4	0.2	59.4	55.1	▲ 4.3
32	山都町※	—	(14.01)	—	(19.01)	5.3	4.8	▲ 0.5	25.5	16.6	▲ 8.9
33	氷川町	—	(15.00)	—	(20.00)	5.2	5.9	0.7	30.4	39.8	9.4
34	芦北町	—	(14.40)	—	(19.40)	4.2	4.1	▲ 0.1	—	—	—
35	津奈木町	—	(15.00)	—	(20.00)	1.7	1.8	0.1	—	—	—
36	錦町	—	(15.00)	—	(20.00)	9.1	9.2	0.1	85.5	76.5	▲ 9.0
37	多良木町	—	(15.00)	—	(20.00)	9.1	8.6	▲ 0.5	49.3	41.7	▲ 7.6
38	湯前町	—	(15.00)	—	(20.00)	3.8	4.2	0.4	—	—	—
39	水上村※	—	(15.00)	—	(20.00)	6.4	8.0	1.6	—	—	—
40	相良村	—	(15.00)	—	(20.00)	8.6	8.0	▲ 0.6	18.7	18.1	▲ 0.6
41	五木村※	—	(15.00)	—	(20.00)	7.3	7.0	▲ 0.3	—	—	—
42	山江村	—	(15.00)	—	(20.00)	9.7	10.7	1.0	—	—	—
43	球磨村	—	(15.00)	—	(20.00)	5.9	5.5	▲ 0.4	—	—	—
44	あさぎり町	—	(14.31)	—	(19.31)	8.5	8.3	▲ 0.2	—	—	—
45	苓北町	—	(15.00)	—	(20.00)	12.4	13.0	0.6	121.5	107.6	▲ 13.9
市町村平均		—		—		7.7	7.7	▲ 0.0	50.6	44.5	▲ 6.2
被災市町村平均		—		—		7.5	7.6	0.0	48.9	41.4	▲ 7.5

- ※ 実質赤字額や連結実質赤字額等がない場合は、「—」と表記している。
- ※ () 内の数値は、各団体の早期健全化基準（財政規模に応じて設定）である。
- ※ 前年度に引き続き、全団体会で実質赤字額や連結実質赤字額はなかった。
- ※ 実質公債費比率の早期健全化基準： 25%
- ※ 将来負担比率の早期健全化基準： 350%
- ※ 市町村名に「※」が併記されている団体は、平成28年熊本地震特定地方公共団体（被災21市町村）である。